

令和2年(2020年)3月31日

保護者様

京田辺市教育委員会
教育長 山岡 弘高

海外から帰国した幼児・児童・生徒の保健管理について

平素は、本市教育行政並びに学校(園)教育活動の推進に格別のご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえ、海外から帰国した幼児・児童・生徒の保健管理について、文科省より通知がありました。

つきましては、海外から帰国した幼児・児童・生徒の保健管理については、下記のとおり対応いただきますよう、ご協力をお願いします。

記

「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」から帰国した幼児・児童・生徒については、帰国後、2週間の自宅等での待機を経て、健康状態に問題がないことを確認の上、登校(園)してください。

なお、3月26日以降の帰国については、検疫強化の対応がなされていますが、25日以前の帰国についても、感染拡大防止の観点から同様の対応をしてください。

(※) 「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」

中国、韓国、米国、ヨーロッパシェンゲン協定加盟国、イラン、エジプト等

「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」確認 URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1